「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立文化財機構】

〇独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(H22.12.7 閣議決定)関係

- (様式1)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」(各法人横断的に取り組むべき事項を記載)の取組状況を記載したもの。
- (様式2)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」(個別法人ごとに取り組むべき事項を記載)についての取組状況を記載したもの。

〇独立行政法人整理合理化計画(H19, 12, 24 閣議決定)関係

- (様式3)独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が 凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進める と判断した事項の取組状況を記載したもの。
- ※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a:実施期限までに実施済み、1b:実施期限よりも遅れたが実施済み、2a:実施中、2b:実施期限よりも遅れており未だ実施中、3:その他(実施時期が未到来)を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1:実施済み、2:実施中、3:その他(実施時期が未到来等)を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。
- ※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み(1a又は1b)」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立文化財機構

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	(平成25年7月1日現在) 具体的な見直し状況
	具体的は見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
1. 女大庄V日子应州	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 主な実物資産は建物6施設、土地、収蔵品、建物に附随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、決算において額を確定した利益剰余金1,304,300千円のうち次期中期目標期間繰越積立金相当額653,432千円を控除した650,868千円を、国庫に返納した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし(不要施設等はない)
〇 なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	 ● 平成23年度からの中期計画において、保有資産については、その必要性や規模の 適切性についての検証を適切に行うこととした。
2. 事務所等の見直し	
〇 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 事務所については、国立文化財機構が設置する各博物館、各文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターに必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、既設の東京国立博物館内に設置され、一部の事務は東京国立博物館の事務と兼務している。アジア太平洋無形文化遺産研究センターは大阪府堺市との協力により、建物は堺市博物館の一部を無償貸与を受けて使用している。管理部門経費については、外部委託できる業務を計画的にアウトソーシングするなど、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。第3期中期目標期間(平成23年度から平成27年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%を削減する目標を掲げているところである。一般管理費(物件費)について、平成23年度は前年度比△4.8%(特殊要因を除く)、平成24年度は前年度比△6.4%(特殊要因を除く)削減した。

○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約 化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし(当法人に東京事務所はない)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	● 奈良文化財研究所の国際協力事業で、東南アジア地域における文化財保存修復協力事業及び調査研究として、カンボジア・アンコール遺跡群(西トップ寺院遺跡及び
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	タ・ネイ遺跡等)において現地との協力により調査を実施している。研究期間が長期に亘るため、現地修復事務所を今中期目標期間(平成23~27年度)設置する。 ※当該修復事務所の年間使用料:3,600US \$ / 年
〇 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし(職員研修、宿泊施設はない)
〇 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える 現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政 法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	

● 契約管理委員会により随意契約として特に認められた文化財構入契約・文化財構 理契約等を終金。原則として一般競争へ移行している。また、一者な礼・応募について より競争性を確保することとしている。 <平成22年度実績) ・ 一般競争等2.206.23年1円(50.596)、競争性のない随意契約については、22年度より原則として20日以上の公 等の期間を確保することとしている。 <平成22年度実績) ・ 一般競争等2.206.23年1円(50.596)、競争性のない随意契約2.165.608平円(49.596) ※対き、契整監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(文化財験入契約・文化財修理契約等)2.093.997千円(96.796) (件教へ一人保恤・件)) ・ 一般競争等2.206.23年(21年) ・ 11年) ・ 1日日日 は、原則として一般競争入札等に移行することし、一般競争人札等であっても一者の私・高速ない。 に、原則として一般競争人利等に移行することし、一般競争人札等であっても一者の私・あまなった。 た契約については、実質が定験学性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発生規模の見直し等の収益を契約については、実質が定験学性のない随意契約983.703千円(21.196) ・ ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み、件教ベース(単位・汗円)) ・ 一般競争等17件(71.396)、競争性のない随意契約983.703千円(21.196) ・ ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み、イース(単位・件)) ・ 一般競争等5.372.283千円(81.996)、競争性のない随意契約10.9024千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約10.0024千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約10.001では契約監視委員会において全て適切として整理済み、イース(単位・件)) ・ 一般競争等5.372.283千円(81.996)、競争性のない随意契約10.100.244千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約10.001では契約監視委員会において全て適切として整理済み、イース(単位・件)) ・ 一般競争等5.372.283千円(81.996) ・ 競争性のない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約1.00024千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約1.00024千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約1.00024千円(18.196) ・ ※競争性のない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.00024千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持てのないでは対してを理済を持てのないを認定契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持てのない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持定のないを持定を持てのない随意契約1.190.924千円(18.196) ・ 2 を持定のないを持定のないでは対しないでは対しないでは対しないでは対しないでは対しないでは、11年間がでは、11年間がでは、11年間がでは、11年間がでは、11年間がでは、11年間	3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎 ※記載不要	○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し	理契約等を除き、原則として一般競争へ移行している。また、一者応札・応募についてより競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、22年度より原則として20日以上の公告等の期間を確保することとしている。 〈平成22年度実績〉 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,206,323千円(50.5%)、競争性のない随意契約2,165,608千円(49.5%)※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(文化財購入契約・文化財修理契約等)2,093,997千円(96.7%)(件数ベース(単位:件)) 一般競争等222件(65.7%)、競争性のない随意契約116件(34.3%)※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(文化財購入契約・文化財修理契約等)98件(84.5%) 〈平成23年度実績〉(金額ベース(単位:千円)) 一般競争等3,680,257千円(78.9%)、競争性のない随意契約983,703千円(21.1%)※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み(件数ベース(単位:件)) 一般競争等1711件(71.3%)、競争性のない随意契約69件(28.8%) ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み(本額ベース(単位:千円)) 一般競争等5,372,293千円(81.9%)、競争性のない随意契約1,190,924千円(18.1%) ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み(件数ベース(単位:件)) 一般競争等5,772,293千円(81.9%)、競争性のない随意契約80件(32.0%) ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み(件数ベース(単位:件))
	人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎	※記載不要

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、 国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要 がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関 |連法人||という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立 行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職 を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引 高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の 取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

|● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連 |絡)|に基づき、国立文化財機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当 |該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対 象に該当する契約はない。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていな。 い契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関 連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あ るいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
- 該当なし(関連法人はない)

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図 る。
- 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大 学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレットペー パー・古紙回収について、共同調達を実施している。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベス トプラクティスを抽出し、実行に移す。

- ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。
- イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究 該当なし(研究開発事業は行っていない) 機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
- ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に 努める。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入 札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図 る。
- ●「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務については、 平成21年度から、「東京国立博物館」の展示場における来館者応対等業務について は、平成22年度から民間競争入札を導入している。平成25年度以降についても引き続 き当該民間競争入札を実施している(契約期間3年間)。

〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で廃棄物処理・再生PPC紙・トイレットペーパー・古紙回収について、引き続き共同調達を実施していく予定である。
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年 11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見 直す。	● 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標 を内容とする取組を着実に実施する。	● ラスパイレス指数は事務・技術職員が96.5、研究職員が97.7であり、国をそれぞれ 3.5ポイント、2.3ポイント下回っている。給与水準は適正であり、引き続き給与水準の適 正化に努める。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	※記載不要
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格な チェックを行う。	● 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、 チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 第3期中期目標期間(平成23年度から平成27年度まで)については、一般管理費 15%及び事業費5%を削減する目標を掲げているところである。第2期中期目標期間(平成 18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を 達成した。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費など必要最小限としている。また給与振込経費は、銀行と交渉し無料としている。さらに海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程としており、航空券についても格安航空券やパックを利用するなど経費の削減に努めている。なお、職員の諸手当については、国と異なるものはない。
O また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	事業費等については、各事業毎に所要額を原則としてゼロベースとして積み上げ方式で徹底した透明化、合理化を図るようにしている。
〇 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査要項に基づき、毎年度において内部監査を実施し、監査報告を行っている。なお、機構の競争的資金等を適正に管理及び運営するためコンプライアンス室を設置している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	

○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○寄附金の実績は、平成21年度139,434千円、平成22年度143,228千円、平成23年度240,624千円、平成24年度199,376千円となっている。寄附金の拡大に向けては、以下の通り新たに各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において平成23年度から寄附金のクレジット決済を導入したが、手数料等の関係から平成24年9月より一時休止中であり、現在再開に向けて、同業数社と交渉中である。【募金箱設置実績】・東京国立博物館:平成23年1月設置・京都国立博物館:平成23年4月設置・京都国立博物館:平成23年3月設置・元州国立博物館:平成23年3月設置・売良文化財研究所(平城宮跡資料館):平成22年9月設置また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成24年度は前年度に比べ23件増加している。【賛助会員数実績】(平成23年度実績)・東京国立博物館 332件 (292件)・京都国立博物館 353件 (373件)・奈良国立博物館 68件 (65件)計 753件 (730件) さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット(お茶室利用案内、建物撮影利用案内)等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成24年度は前年度に比べ13件増加している。【施設利用件数実績】(平成23年度実績)・東京国立博物館 637件 (618件)・京都国立博物館 139件 (42件)・奈良国立博物館 139件 (144件)・九州国立博物館 246件 (264件)計 1,081件 (1,068件)
〇 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大 を図る。	● 機構が保有する特許(4件)については、自己収入の拡大を目的としない研究手法の防衛を目的とした取得である。出版物の版権等については出版の申し出があった者と版権設定契約を結び、出版料を徴し、自己収入の確保に努めている。

6. 事業の審査、評価	
〇 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、 選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外 部評価の仕組みを導入する。	● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度及び中期目標期間における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、機構が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば文化財の買取手続きにおいて、外部有識者により構成される委員会を設置し、買取の適正性、価格の適正性について別々の委員会での評価を実施している。
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない)

No.	22	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 展覧事業					寄附金の実績は、平成21年度139,434千円、平成22年度143,228千円、平成23年度240,624千円、平成24年度 199,376千円となっている。寄附金の拡大に向けては、以下の通り新たに各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において平成23年度から寄附金のクレジット決済を導入したが、手数料等の関係から平成24年9月よ	
02 教育普及事業					り一時休止中であり、現在再開に向けて同業数社と交渉中である。 【募金箱設置実績】 ・東京国立博物館:平成23年1月設置 ・京都国立博物館:平成23年4月設置 ・奈良国立博物館:平成23年3月設置	
03 調査研究事業					・九州国立博物館:平成23年3月設置 ・奈良文化財研究所(平城宮跡資料館):平成22年9月設置 また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施	
04 展示出版事業	自己収入の拡大	22年度から実 施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。	2a	し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成24年度は前年度に比べ 23件増加している。 【賛助会員数実績】 ・東京国立博物館 332件 (292件) ・京都国立博物館 353件 (373件)	引き続き、自己収入の拡大に 努める。
05 情報公開事業					・奈良国立博物館 68件 (65件) 計 753件 (730件) ※()内は平成23年度実績 さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット(お茶室利用案内、建物撮影利用 案内)等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成24年度は前年度に比べ13件増加している。	
06 国際研究協力事業					【施設利用件数実績】 ・東京国立博物館 637件 (618件) ・京都国立博物館 59件 (42件) ・奈良国立博物館 139件 (144件)	
07 研修事業					・九州国立博物館 246件 (264件) 計 1,081件 (1,068件) ※()内は平成23年度実績	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	8 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な 入札制度の導入等	旃	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性 を確保した契約方式とする。		東京国立博物館本館(ミュージアムショップ)については、平成24年11月に企画競争を複数社の参加を得て実施	京都国立博物館(ミュージアムショップ)については、平成26年4月の定期賃貸借契約期間満了後に、競争性と透明性を確保した契約方式に移行する。
C	9 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実 施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の 在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)を踏まえ、検討を進めていたところ、同閣議決定が当面凍結されたため、法人内での検討は一旦中止し、引き続き、政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を注視しつつ、対応することとした。	政府等における独立行政法人 制度の在り方についての検討状 況を踏まえつつ、検討を進め る。

No. 22 所管 文部科学省 法人名 国立文化財機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。) について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務(展示等の企画運営を除く)について、平成21年5月に民間競争入札を実施し、平成21年10月から民間委託を開始した。また、「東京国立博物館」の展示場における来館者応対等業務について、平成21年10月に民間競争入札を実施し、平成22年4月から民間委託を開始した。	措置済み
2	,運営の効率化及び自律 ・ 化	業務運営体制の整備	各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	国立博物館各館における展覧会企画機能の強化のために「研究・学芸系職員連絡協議会」を設置し定期的に連絡・調整を行うこととした。平成21年度は2館以上巡回する展覧会として「妙心寺展」、「国宝阿修羅展」などを計画し、また平成21年度年度計画に以下のように記載した。 国立博物館各館における翌年度の展覧会企画等について「研究・学芸系職員連絡協議会」において連絡・調整を行い、企画機能強化を図る。	措置済み
3	運営の効率化及び自律 化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。		平成20年度に定量的な目標を策定し、平成21年度年度計画に以下のように記載した。 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の方針に基づき、外部資金の活 用及び自己収入の増大に向けて、以下の定量的な目標の達成を目指す。 1)機構全体において、入場料収入(共催展を除く)及びその他収入について、1.16%の増加を 目指す 2)機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す	措置済み